

議 長 日程第3「議案第26号松田町やまびこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第26号松田町やまびこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年6月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町やまびこ館の機能を充実させることにより、施設の利活用促進を図るため所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第26号松田町やまびこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

この条例につきましては、豊かな自然の中でハイキングコースの入り口また寄清流マス釣り場、さらにはドッグランと観光施設も集積するこのエリアに平成6年度ですね、建設いたしましたやまびこ館の活用を促進し、地域の交流を活性化させるために現条例にはない使用料の規定を設けるなどの一部改正を行うものでございます。

それでは内容について御説明させていただきます。一部改正でございますので、2枚おめくりいただきまして、横面の参考資料、新旧対照のほうで御説明を申し上げます。それでは、第3条第2項ですね、指定管理者が行う業務に利用料金の收受等の規定を、こちらにですね、新たに第3号、第4号で追加をしてございます。

続きまして、現行の第8条から第11条、これをそれぞれ繰り下げましてですね、新たに第8条から第10条及び第13条を加えてございます。改正いたします新設するですね、第8条から第10条につきましては、新たに設ける使用料に関する規定でございまして、第8条では別表で定める使用料の額を、第9条では特認による減免を、おめくりいただきまして、第10条におきましては既納の使用料の原則不還付を定めておるものでございます。

また、新たな第13条ですね、におきましては、管理の、指定管理の代行の際の利用料金を指定管理者が収入できること。また、同料金の額をあらかじめ町長の承認を得て定める必要がある旨の規定となっております。現行の第10条、指定管理者の管理に関する読み替えにつきましては、第14条、改正後の第14条です。ただいま御説明しております新たに加えた条の読み替えの対象を追加しているものでございます。

次のページでございますが、先ほど申し上げた別表関係、使用料の関係です。こちらにつきましては、同館を訪れた方が豊かな自然のもとで仕事や、また交流、こういったものができる環境を提供いたしますコワーキングスペース、ちょっとブース的なもので区切るのかなということで考えておりますが、その使用料として1人2時間まで500円と規定をしてございます。新旧対照表は以上でございます。

恐れ入りますが、お戻りいただきまして、議案の最終ページ、2ページ目ですかね、御覧ください。附則でございますが、施行の期日は令和3年9月1日とさせていただきます。この改正によりまして、新たに使用料の徴集をすることに係る周知もでございます。昨年度お認めいただきまして、本年度から5年間、指定管理を担っていただきます寄自然休養村養魚組合様とですね、連携してこのほうにも取り組んでまいりたいと考えております。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。
6 番 井 上 2点ですね、お伺いをさせていただきたいと思います。一部改正ということで、やまびこ館自体はですね、もう既に指定管理ということで、指定管理者による管理という形になっていると思います。ただ、そのですね、指定管理者のほうの、ここで料金収入が発生をするということで、ちょっと指定管理者の委託、管理委託の条件がですね、ちょっと不明なんですけれども。現行では電気料等が発生をするということで、町からですね、委託料が出ていたのかいないのか、全額ですね、指定先は自然休養村養魚組合だと思っんですけれども。そ

この委託料としてですね、町から電気料等の支出が想定されて予算化されているのではないかなど。そうしますと今回ですね、使用料金が発生、この条例がですね、成立しますと使用料金としてですね、指定管理者の収入として収受をします。そういった場合に、その金額的な変動があると思いますが、その辺はどういうふうを考えるのかが1点目です。

2点目はですね、第9条の使用料の減免の中で、特別の理由があると認めるときはということで、この特別な理由というのは、当然…これ、一部改正なので不明ですけれども、規則等があって、その中でですね、でもここで新たに使用料が発生をしたので、規則等の改正の中でですね、その特別な理由を明示されるのか、それともここはもう単に特別な理由ということで、詳細は明示しないということなのかが分かりません。その2点をお伺いをいたします。

観光経済課長

それでは、まず、2点いただきましたので、1点目。収入がここで見込まれる場合に、委託料はどうなっていくのかということでございます。まず、先ほど申し上げましたが、指定管理者の指定の際にですね、収支計画書も含めて御提示をさせていただき、御議決を賜ったものでございますが、その際、受託収入としましては指定管理委託料として25万2,000円というのを毎年度考えてございます。支出の内容としては、お話のありました光熱水費等が主なものでございます。当然、収入が入ってきますと、こころ辺というのをまた協議をしなければなりません。新たな要素でございますので、基本的には指定管理は協定で、協定書ということで最終的に指定管理者と結んでおるものですが、その内容につきまして協議をさせていただきたいと思います。どれぐらいの利活用、当然利活用をどんどん図っていただきたいんですけども、どれぐらいになるかという見込みの状況もあります。今年度は、しかも年度当初から始まるものでもございませぬ。そういったものを加味しまして協議をしていきたいと考えておるところです。

2点目のですね、特任の減額につきましては、ちょっとケースがまだなかなかいろいろ出そろってないので、はっきりした考え方が、事例が示せなくて恐縮なんですけども、やはり使用料等を定めた場合には、こういった規定がセッ

トで設置管理条例の場合は大体あるものと思います。ちょっといろいろなケースというのはまた積み上げながらかなというところもあるんですけども。要は規則でこういった場合にはというのを、今、すみません、ちょっと明示できるものがないんですけど。という状況です。

6 番 井 上 1点目のところは、現在毎年度予算で25万円の委託料を支出する見込みで今後協議をするということで了解をしました。年度末ぐらいであればある程度実績が上がるのかなというふうにも思いますので、そういった協議だと理解をいたします。

2点目のですね、特別の理由がというところで、どこかで明示されないんですね、町長が認めるときはという町長の特任事項だけになるというのは、やはり適当ではないと。先ほどのですね、議案第25号の中の規則に一番いい例がね、規則の第6条ですか、に載ってるんではないかなというふうに思います。これは担当が違う方が作られたのかどうかは分かりませんが。こういったような形ですね、議案第25号の参考資料の附則案の第6条ですね、こういった形の中で明示しないとですね、ある特定の人に対しては減免をするんだけど、そうでない人については減免をしないというような、やはり不公平さが生じないというのがですね、やはり行政がやる原則ではないかなというふうに思います。こういう立派な規則がありますので、それを参考にですね、検討されることを要望をいたします。以上です。

議 長 ほかにはございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第26号松田町やまびこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

暫時休憩します。10時15分より再開いたします。 (10時03分)